

エコアクション21委員会規程

一般財団法人 持続性推進機構
2018年4月1日 改訂

エコアクション21委員会規程（以下「本規程」という。）を「エコアクション21認証・登録制度実施要領 1. 総則 1-4. エコアクション21認証・登録制度の運営体制 (1) エコアクション21中央事務局 ②中央事務局に置く委員会等」に基づき定める。

1. エコアクション21運営諮問委員会

1-1. 諮問・審議事項

エコアクション21運営諮問委員会（以下「運営諮問委員会」という。）は、エコアクション21中央事務局長（以下「中央事務局長」という。）の諮問に基づき、エコアクション21認証・登録制度（以下「本制度」という。）の運営に関する以下の重要事項を審議する。

また、運営諮問委員会は、下記の事項について、制度の運営に関する提言を行うことができる。

- ①エコアクション21認証・登録制度実施要領及び規程などの策定、改訂及び廃止に関する事項
- ②本制度に係る中期事業計画及び予算
- ③本制度に係る事業計画及び予算（当該単年度）
- ④本制度に係る事業報告及び決算
- ⑤会計監査の結果（第三者による本制度に係る部分）
- ⑥本制度に係る重大な異議申立て及び苦情の内容とその対応結果
- ⑦判定委員会の構成員の選任案
- ⑧会計監査人の選任案
- ⑨エコアクション21地域事務局（以下「地域事務局」という。）の承認案及び処分案
- ⑩その他、本制度の運営に関する重要事項

1-2. 委員及び委員会

- ①運営諮問委員会は8名以上15名以内をもって構成する。
- ②委員の過半数は第三者とし、環境問題に関する学識者等とする。
- ③運営諮問委員会は、原則として年4回開催する。

2. エコアクション21判定委員会

2-1. 諮問・審議事項

エコアクション21判定委員会（以下「判定委員会」という。）は、中央事務局長の諮問に基づき、本制度における事業者の認証・登録の可否の判定等に関する以下の事項を審議する。

- ①事業者のエコアクション21認証・登録の可否の判定
- ②エコアクション21審査員の審査結果に対する異議
- ③事業者のエコアクション21認証・登録の可否に対する異議
- ④判定員の選任案
- ⑤その他事業者のエコアクション21認証・登録、審査員の審査、地域事務局の判定に関する事項等

2-2. 委員及び委員会

- ①判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は4名以内をもって構成する。
- ②委員は事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者とする。
- ③判定委員会は、必要に応じて開催する。
- ④判定委員会は別に定める規則に基づき、中央事務局長が判定委員会の審議を経て委嘱する判定員に、判定に関する事項の審議を委任することができます。

3. エコアクション21審査員委員会

3-1. 諮問・審議事項

エコアクション21審査員委員会（以下「審査員委員会」という。）は、中央事務局長の諮問に基づき、本制度におけるエコアクション21審査員（以下「審査員」という。）の要員認証の可否の判定等に関する以下の事項を審議する。

- ①審査員の要員認証の可否の判定
- ②審査員補の要員認証の可否の判定
- ③審査員の要員認証の更新の判定
- ④その他審査員の試験、評価、処分等に関すること

3-2. 委員、委員会及びワーキンググループ

- ①審査員委員会は、必要に応じて審査員試験の筆記試験の問題作成のためのワーキンググループを設置する。
- ②審査員委員会は5名以上10名以内をもって構成する。
- ③委員は事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者とする。
- ④審査員委員会は、必要に応じて開催する。

4. エコアクション21産廃処理業者の相互認証に関する委員会

4-1. 諮問・審議事項

エコアクション21産廃処理業者の相互認証に関する委員会（以下「相互認証委員会」という。）は、中央事務局長の諮問に基づき、本制度と同等と見なされる、産業廃棄物処理業者についての地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証・登録制度との相互認証に関する以下の事項を審議する。

- ①地域版EMSの相互認証基準への適合性の確認（制度間確認）に関する事項
- ②個別確認の簡素化に関する事項
- ③その他相互認証に係る重要事項

4-2. 委員及び委員会

- ①相互認証委員会は、4名以上6名以内をもって構成する。
- ②委員は事業者の環境への取組、産業廃棄物処理などに関する専門家及び学識者とする。
- ③相互認証委員会は、必要に応じて開催する。

5. エコアクション21審査員倫理委員会

5-1. 諮問・審議事項

エコアクション21審査員倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）は、中央事務局長の諮問に基づき、本制度におけるエコアクション21審査員の要員認証の倫理等に関する以下の事項を審議する。

- ①審査員の要員認証の取消及び一時停止

5-2. 委員及び委員会

- ①審査員倫理委員会は、3名以上5名以内をもって構成する。
- ②委員は審査員委員会委員の中より選出する。
- ③倫理委員会は、必要に応じて開催する。

6. 委員の委嘱及び任期

委員は、一般財団法人 持続性推進機構理事長が、中央事務局長の報告に基づき委嘱する。

委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、原則として連続して10年を超えないものとする。

7. 委員会の運営

- ①委員会に、委員の互選により委員長を置き、委員長は委員会の議事を統轄する。また委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。
- ②委員会は、中央事務局長が招集する。
- ③委員会は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ④会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。
- ⑤中央事務局長が委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

【改訂履歴】

2017年11月 1日 策定

一般財団法人 持続性推進機構

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F

本機構に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。

copyright©一般財団法人 持続性推進機構 all rights reserved.